

戦時朝鮮人強制動員と統治合理性

The Forced Mobilization of Koreans in Wartime and the Governmental Rationality

亘 明 志

Akeshi Watari

長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所紀要

10巻1号

Bulletin of the Research Institute of Regional Area Study

Nagasaki Wesleyan University

2012年3月

戦時朝鮮人強制動員と統治合理性^{*1)}

亘 明 志^{**}

The Forced Mobilization of Koreans in Wartime and the Governmental Rationality

Akeshi Watari^{**}

キーワード

強制動員、朝鮮人強制連行、総力戦、生政治、統治性

要旨

戦時朝鮮人強制労働に関心を持つ人たちの間では、しばしば「炭鉱では食べ物も十分与えず、過酷な労働を強要し、徴用された鉱夫が死んでも葬式もせず、死体を山野に埋めた」ということが当然の前提のように語られてきた面がある。ところが、北海道で収集された炭鉱・鉱山企業の資料からは、一定の食糧の確保や死者の葬儀、遺骨の遺族への返還に努めていた面もうかがわれる。また、福岡県の炭鉱で死亡した朝鮮人労働者の遺骨の多くが、企業によって遺族のもとに届けられていることも確認されつつある。これらの事実を踏まえると、植民地動員は天皇制イデオロギーの貫徹や強権的な国家権力の行使とだけ捉えるのは妥当ではなく、「統治合理性（フーコー）」という観点からの捉えなおしが必要なのではないか。

また、日本の近代化過程の中に戦時植民地動員を位置づけるためには、戦争遂行としての強制動員の実態解明とともに、それがいかなる動員計画のもとに実施されたかを検討し、計画と実態の齟齬を解明する必要がある。1)「(植民地動員を含む)国家総動員計画」はどのようにして策定されたか、2)「総動員体制」下での動員組織(機構)の形成とその整備・運営はどのようになされたか、3)動員法の体系化とその施行を通して動員はどのようになされたか。これらの点について「統治合理性」の観点から分析・解明を試みた。

1. 問題の端緒

(1) 海難事故と遺骨

日本の敗戦直後、1945年9月から10月にかけて、日本から帰還途上に多くの朝鮮人が台風などで遭難した。壱岐芦辺湾における朝鮮人帰還船の遭難

事故もそのひとつであったが、a) 慰霊碑が建てられたこと、b) 帰国途中の徴用工の遭難と推定されたこと、c) 民間団体による発掘調査が行われたこと、d) 国会質問で取り上げられ、政府(厚生省・外務省)による発掘調査が行われたことなどから注目されてきた事例であった(深川[1992]、福留・亘[2005]、亘ほか[2008])。

壱岐で発掘された遺骨は様々な経過を経て、2003年に金乗院に安置された。

2004年、韓国において「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」が成立し、強制動員真相糾明委員会が設立される。壱岐および対馬における帰国途上の遭難事故についても真相糾明委員会の調査対象となり、2010年2月「解放直後、帰還途上における朝鮮人の遭難と埋葬遺骨に関する調査」の報告書が公表された(亘[2011]、青柳=編[2011])。

大きな遭難事故の場合、当然のことながら、多くの遺骨が残される。壱岐の慰霊碑の下には約160体が眠っていると推定されている²⁾。また、金乗院には対馬遺骨45体、壱岐遺骨86体が安置されている。

(2) 遺骨問題と戦後補償

日本の津々浦々の山野や寺院には、多くの無縁故の朝鮮人の遺骨が埋葬され、安置されている。遭難関連の遺骨は数が多いため目につきやすいが、各地に分散して埋葬されているこれらの朝鮮人は、どのような経緯で日本に来て、亡くなったのだろうか。

韓国の強制動員真相糾明委員会の調査活動に対応して、日本でも戦後補償の一環として遺骨返還運動とそのための遺骨調査が強制動員真相究明ネットワークなどの民間団体が主導する形で進められた(日本政府の反応はきわめて鈍かった)。

韓国の強制動員真相糾明委員会および日本の戦後補償運動においては、特に強制動員犠牲者の遺骨に注目して調査を行った。しかし、遺骨調査を

* Received March 15, 2012

** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科、Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

進めていくと、強制動員犠牲者の遺骨がきわめて少ないことがわかってきた。

たとえば、花房俊雄氏らが行った福岡県の遺骨調査³⁾によると、①民団福岡県本部の遺骨名簿265体のうち2体、②永生園の遺骨87体のうち6体、③無窮花堂の遺骨80体+ α のうち2体のみが強制動員犠牲者の遺骨と見られる。また、④田川市新町墓地納骨堂に安置されている朝鮮半島出身者の遺骨4体のうちには強制動員犠牲者の遺骨はなかった。

遺骨調査に協力的な寺院等を通して、全国各地で遺骨調査が進められたが、次のような特徴が見られた。①死亡時、乳幼児であった見られる遺骨が多い。②戦後の在日朝鮮人の無縁仏が多い。③強制動員期以前の古い遺骨、あるいは老人や女性の遺骨など、明らかに強制動員犠牲者とは考えられない遺骨も含まれる。

もちろん、強制動員犠牲者の遺骨ではなくても、遺骨は故郷に返還されることが望ましいが、遺骨調査の過程から次のような問題点が浮かび上がった。

- a) 企業は基本的に遺骨を返還してきたのではないか？ 企業は強制動員された場合であれ、就業中に死亡した場合は、遺骨を遺族のもとへ返還していたと見られる。日本に残された強制動員犠牲者の遺骨は朝鮮半島への渡航が困難となった1945年以降に限られるのではないか。
- b) これまで被強制動員朝鮮人の死亡者は6万人という説が流布されてきたが、これは根拠に欠ける。実際はもっと少ないのではないか？

守屋 [2007] によると、比較的信頼できる募集および官斡旋期の死亡率統計（福岡・常磐・札幌鉦山監督局管内）、各個別の鉦山における死亡率、その後の増産態勢や戦況悪化による死亡率の増加等を考慮して5,000名前後と推定している。ただ、九州地方を中心に逃亡率も高く（40～50%に及ぶと推定されている）、逃亡した人々の中には、中小の土木工事関係の事業所（法的保護があった動員企業と比較してきわめて過酷な労働条件であった事例が多い）で働いて死亡したケースも少なくないと思われるが、被強制動員朝鮮人死亡者は多く見積もっても2万名を越えることはないと推定される。

- c) 今後、遺骨調査を進めても、大量の遺骨が発見・発掘される見込みは少ないのではないか？

(3) 企業資料から

守屋 [2007] は住友鴻之舞などの企業資料から企業による死者の扱いについて次のような事実を指摘している。

「鉦山、工場は、基本的に労働災害等で死傷者が出ると、監督官庁に報告した。鉦山は、即電話、電報で鉦山監督局に報告した。死亡、重傷者が出ると、家族には勿論、朝鮮内郡役所等関係官庁へも電報連絡した。死亡した場合は、葬儀日を連絡し、家族が来るかどうかを問い合わせた。葬儀は、同郷非番中の者の出席下に行ったが、ほとんど来日家族には間に合わなかった。家族が来ると、旅費・滞在費等は会社が全額負担し、遺骨と共に遺品や香典・未払賃金等即渡せる金銭は、家族に渡した。しかし、会社側の不法行為による死亡の場合、死亡原因事実は家族に伝えなかった。」（守屋 [2007: 5-6]）

このほか、動員企業は、家族が来日できなかった場合には遺骨を家族のもとへ送還し、併せて遺族扶助料を支給している（ただし、1945年初頭まで）。これらの措置は、基本的に法規および内規に従って行われたものと考えられる。

2. 戦時朝鮮人強制動員の強制性

- (1) 用語をめぐって～「強制動員」「強制連行・強制労働」

「朝鮮人強制連行」の概念は朴 [1965] によって導入されたが、その後この問題についての研究が深化するとともに、戦後補償運動などの中でも広く用いられるようになった。しかし、「強制連行はなかった」とする歴史修正主義的な「強制連行虚構論」が一部に流布されるに伴い、送出時の狭い範囲の問題のみが注目され、「朝鮮人強制連行」という概念が本来持っていた問題提起の焦点がずれてきた面があったことは否定できない。

象徴的な事件として2004年大学入試センターの世界史試験問題をめぐる事件がある。

「日本統治下の朝鮮に関連して次の4つの中から正しいものを一つ選びなさい。

- ①朝鮮総督府が置かれ、初代総督として伊藤博文が就任した。
- ②朝鮮は、日本が明治維新以降初めて獲得した海外領土であった。
- ③日本による併合と同時に、創氏改名が実施さ

れた。

④第二次世界大戦中、日本への強制連行が行われた。」

この問題に対して「新しい歴史教科書をつくる会」の藤岡信勝が「入試を利用した『強制連行』の強制を許さない」として異議申し立てを行った。これを契機に歴史修正主義的な「強制連行虚構論」が一気に広まり、行政や教育現場への介入が公然と行われた。

「強制連行虚構論」に対する研究者からの批判として、2005年に山田昭次・古庄正・樋口雄一著『朝鮮人戦時労働動員』（岩波書店）が出版される。山田・古庄・樋口 [2005] では、「朝鮮人戦時労働動員」とは、企業への朝鮮人強制連行のことであり、その内容は①強制連行、②強制労働、③民族差別の3つの問題点を含むものと定義している。

しかし、本のタイトルに「強制連行」という言葉が含まれていなかったため、教育現場や行政において、内容に反して、「強制連行虚構論」を取る「つくる会」同調者に利用されたりもした。

他方、韓国の学界・行政では、これまで一般的に「徴用」という用語が用いられてきたのに対して、真相糾明委員会が設置された頃から「強制動員」という用語が用いられるようになった。これは朝鮮人の労働動員を植民地統治の中で総合的に位置づけるためであろう。

「強制動員」と「強制連行・強制労働」という語が指し示す意味内容に大きな相違があるわけではない。ただ、そのニュアンスの違いを含めて、用語の位置づけを考えてみる。

朝鮮人労働者を集めることは法令に基づいて行われたが、逃亡の割合も多かったことを考慮すると、日本で働かされることは多くの労働者にとって必ずしも魅力的なものではなかった。朝鮮人労働者に準備されていた労働現場は、炭鉱や鉱山など重労働が求められるところだったからである。こうした状況のもとで、人集めを行った末端の係員はいきおい強制的に連行することになる。

徴用は別として其の他如何なる方式に依るも出勤は拉致同様な状態である

其れは若し事前に於て之を知らせば皆逃亡するからである、そこで夜襲、誘出、其の他各種の方策を講じて人質的略奪拉致の事例が多くなるのである。何故に事前に知らせれば彼等は逃亡するか、要するにそこには彼等を精神的に惹

付ける何物もなかったことから生ずるものと思はれる、内鮮を通じて労務管理の拙悪極まることは往々にして彼等の身心を破壊することのみならず残留家族の生活困難乃至破壊が屢々あったからである（1944年7月31日付、内務省囑託小暮泰用から内務省管理局長竹内徳治に提出された「復命書」、水野直樹編『戦時期植民地統治資料』第七巻、柏書房）

以上のように、「強制連行・強制労働」は実態を示す用語と捉えるのが妥当である。これに対して「強制動員」は政策や統治レベルで分析的に捉えるのに適切な用語と考えられる。

ただ、それぞれ問題がないわけではない。「朝鮮人強制連行」という用語は「中国人強制連行」との共通性、連続性を意識させるが、「中国人強制連行」が法的保護の埒外にあったのに対して「朝鮮人強制連行」は実態はともかく基本的に国内法令の適用を前提としていたという違いが軽視されることになる。他方、「強制動員」という用語は、国家総動員体制を前提として植民地朝鮮にも国内法令が適用されたということ的前提としているが、戦時労働力動員一般の中に朝鮮人強制動員が解消され、植民地統治が固有に持っていた問題性を看過してしまうおそれがある。植民地統治の戦争責任は東京裁判でもまったく問われなかった。

(2) 動員方式と強制性

1937年7月7日の盧溝橋での日中両軍衝突以降、全面的な日中戦争に突入したのに伴い、日本国内の人的動員需要は激増した。しかるに、国内労働力は急激に枯渇化したため、鉱山、土木建築、港湾荷役関係などの重労働分野への朝鮮人強制動員が行われることとなった。

戦時朝鮮人強制動員はその方式および時期により次の三つに区別される。

- ①募集方式（1939年8月～）
- ②官斡旋方式（1942年2月～）
- ③徴用方式（1944年9月～）

1939年7月29日厚生省発職第六〇号厚生・内務両省次官の地方長官宛通牒「朝鮮人労働者内地移住二関スル件」および「朝鮮人労働者募集要綱」によると、「毎年度労働動員計画に示さるる数を限度」として、「所謂警察署長に於て内地渡航障なしと認定したる者」を企業に募集させ、「集团的に」動員するという枠を設けていた。動員された者は、「濫りに移動」することや「統制を紊す等の行為」を禁止されていた。日本渡航に際しては、逃亡警

戒のため国家の点検を受け、移動列車の出入口・便所では動員企業の社員や警察官が絶えず監視し、弁当・飲み物は社員が支給した。就労後は、指揮・命令不服従は犯罪扱いされ、暴力的な制裁を受けた（守屋 [2006]）。

以上のように、移送および就労のいずれの場面においても、動員労働者の自由が極端に制限されていたという意味で、募集段階においても「強制性」は否定できない。

当初募集方式が取られたのは、日本政府が朝鮮民衆の抵抗を恐れたこと、総督府が朝鮮北部開発を中心とした労働力動員の必要のため難色を示したこと、企業も労務管理上好ましくない者の就労を警戒したことなどによる。政府および企業が朝鮮人労働力動員に一定の自信を持つようになるとともに、労働力需要の激増により企業は「募集許可手続の簡易敏速化」や「募集に対する官の積極的援助強化」を求め、国家権力による一層の介入を要求するようになった。かくして、官幹旋方式、徴用方式へと一層「強制性」が強化されたのである。

(3) 動員計画と動員政策における強制性の根拠
戦時朝鮮人強制動員は募集段階の当初から「強制性」を持っていたが、これは単に連行現場や労働現場における物理的強制のみが根拠だというわけではない。実態が「拉致同然」の場合も少なかつたからといって、強制動員（強制連行・強制労働）と拉致を同列に論ずることはできない。なぜなら、「拉致」が「非合法かつ秘かに」行われる事態を指すのに対して、「強制動員」は公然と国家の決定の下に実行されたからである。この点は被連行者が法的保護の埒外に置かれた中国人強制連行の場合も同様であって、単なる「拉致」ではなく、国家的意思決定の下に遂行されたのである。

朝鮮における戦時労働力動員は、「労務動員計画」（1942年以降は「国民動員計画」）が政策の基盤になっている。

第一次世界大戦時に陸軍省に臨時軍事調査委員会が設置され、欧州総力戦の研究が開始されたが、植民地朝鮮を視野に入れた総動員体制が計画されたのは、1929年に資源調査法が公布され、朝鮮でも施行されるようになってからである。

1930年、第一回総動員計画会議が開催され、朝鮮総督府も参加している。

1931年、満州事変の勃発に対応して、応急総動員計画が策定されたが、この段階での朝鮮人動員計画はまだ試行的なものである。

初期（1929年～1937年）の「総動員計画」において植民地・朝鮮に求められた役割は、①大陸資源を安全に日本に輸送するための陸上・海上交通路の確保、②食糧供給、③日本人労働力補充のための労働力供給、④天然資源の開発および供給などであった（庵途 [2010、2011]）。

朝鮮総督府による労働力動員方式は、①自然転入および縁故雇用、②職業紹介所による紹介を基本とし、③朝鮮職業紹介令による募集（1940年1月～）、④「朝鮮総督府労働幹旋要綱」による官幹旋、⑤勤労報国隊（1941年12月～）、⑥国民徴用令による徴用（1944年2月から適用拡大）、⑦国民勤労働員令による動員（1945年3月～）などが挙げられるが、それぞれは独立した政策ではなく、労務動員計画にもとづく労働者動員の中で相互補完的に位置づけられていた。また、本土政府や企業からの動員要請にそのまま従ったというわけではなく、朝鮮内の実情を考慮し、調整しながら進められたのである。

3. 総動員体制と統治合理性

(1) 植民地統治とフーコーの生政治的問題意識

フーコー自身は植民地の問題を正面から取り上げることはなかったが、彼の権力に関する言説にインスパイアされ、植民地問題を展開した論者は少なくない。ただし、フーコーの概念を手がかりとしながらも、植民地問題の欠落についてはフーコーを批判しつつその乗り越えを試みるという意味で、フーコーとの関係は両義的である場合が多い（Stoler [2002=2010]）。

特に、1970年代後半のコレージュ・ド・フランスにおけるフーコーの一連の講義は、理論的体系的なものではないにせよ、注目される。

1975-1976年度の講義『社会は防衛しなければならない』（Foucault [1997]）では、「生権力」という概念が導入された。

生権力は、権力がたんに抑圧的に支配するのではなく、福祉や国民的アイデンティティを通じて、生そのもののなかに深く入り込み、生の表層に特権的な刻印をしるしづける。ネグリはこのような生権力に「生欲望」を対置し、生権力に抗する政治的主体としてマルチチュードを見出している。

また、アガンベンは、ギリシア時代において生の形態を指した二つの言葉（バイオスとゾーエー）から「剥き出しの生」という重要な論点を引き出し、今日の生政治的な状況を例外状態の政治化（＝ゾーエーの政治化）として主題化した。

ただ、フーコー自身が生政治の前提として具体

的に展開したのは、「統治性 (gouvernementalité)」⁴⁾に関する研究である (Foucault [2004a] [2004b])。

統治性研究において、フーコーは西欧社会における統治のあり方について三つの形態を分析している。

- ①司牧的統治。ヘブライからキリスト教世界へとひきつがれる。現在も個別化する統治として西欧社会の基底に存在する。
- ②ポリス的統治。16世紀以降概念化され、国家理性論へと結晶化する全体化する統治である。国家的手段を用いて、広く個人や集団を導く (子どもの統治、魂の統治、共同体・家族の統治、病人の統治など)。
- ③自由主義的統治。18世紀中葉に国家理性論に基礎を置く統治を批判し、統治の自己限定の原理を基礎づけた。20世紀においては古典的な自由主義とは異なるタイプの新自由主義的統治が登場した。

以上の三つの統治形態はフーコーが西欧社会の歴史的流れに沿って取り出したものである。しかし、②のポリス的統治と③の自由主義的統治については一般化が可能である。ポリス的統治は、国民福祉などの目標に向けての「統治の拡張モデル」と解することができる。目標が国家それ自体に向けられるときには、全体主義的統治になるだろう。これに対して、自由主義的統治は「統治の限定モデル」である。統治の限定とは言っても統治の不在ではなく、いわば統治を意識させずに統治する技術と言えよう。

(2) 戦時総動員体制と統治合理性

統治性とは、統治の具体的形態において分析するとき、統治合理性の問題となる。

戦時総動員体制はいかなる意味で統治合理性があったと言えるのか。

問題となってくるのは、日本の近代化過程の中で、戦争をどのように位置づけるか、特にアジア太平洋戦争をどのように位置づけるかである。戦争は近代化過程の中では逸脱した例外的なものなのか、それとも近代化過程の中心に位置づけるべきなのか。

上野 [1998] に従って、戦時期の位置づけをめぐるパラダイムを検討してみよう。

この問題は日本において1945年8月15日に何が起きたかという見解と密接につながる。

第一の見解(「断絶」史観)は、1945年8月15日を一種の革命とみなし、それ以前と以後では決定的に価値が異なると見る立場である。そこでは、

「戦後改革」の決定的な重要性が指摘され、戦前および戦争期は否定すべき対象とみなされる。戦前・戦時期に存在した「封建遺制」や「天皇制」などの抑圧的な社会構造が「戦後民主化」によって払拭され新しい時代が始まったとみる。戦前・戦中を前近代的な「天皇制」イデオロギーが支配していたと捉え、戦時総動員体制などの全体主義的な体制を「天皇制」ファシズムとみる見解である。この立場では、戦前・戦時期はつねにマイナス・イメージとなる。

これに対して、第二の見解(「連続」史観)は、1945年8月15日の前後を連続したものととらえる見解である。この見解は戦争期の捉え方をめぐって二つに分けられる。そのひとつは、戦争期の侵略体制を、日本の近代化過程における逸脱と考え、戦後デモクラシーを大正期のデモクラシーに接続する。しかし、この捉え方では、戦争と近代化の内的な関係を十分とらえることができない。

そこで山之内ほか [1995] は、戦争期の総力戦と国家総動員体制が近代化過程からの逸脱ではなく、むしろその徹底化であり、エリートのみならず大衆に至るまで統治が浸透したものであると考える。そしてその戦後の動員体制は戦後も継続しており、高度経済成長や福祉国家化をもたらした、と捉えることになる(ネオ「連続」史観)。この場合、「戦時総動員体制」は明治以降の近代化の到達点であるとともに、戦後につらなる「現代化」の起点でもあると考えるのである。

戦争は結果的に国民福祉を破壊してしまうが、国家が戦争遂行の目的で国民を動員するためには、動員されるべき健康な「国民」が存在しなければならない。それゆえ、総力戦体制下において「健兵健民政策」の一環として国民健康保険と厚生年金保険が創設されたのである。

高岡 [2011] は、このような戦時期における「社会改革」を「福祉国家」構想の起点ととらえることができるかという観点から、「連続」史観(特にネオ「連続」史観)を検討している。高岡によると、戦時総動員体制と戦後を連続的に捉えるにしても決して一様ではなく、陸軍省や厚生省の「福祉国家」構想がせめぎあっていたことを指摘している。

では、そのような動員体制はどのような「統治合理性」のせめぎ合いの中に位置づけるべきか? ここではひとつの仮説の形で述べておきたい。

仮説：フーコーのポリス的統治(統治の拡張モデル)と(新)自由主義的統治(統治の

限定モデル)を歴史的な流れとしてではなく、並存し相互に補完し合う二つの統治合理性ととらえる。そうすると、戦時総動員体制において、統治の拡張モデル(ポリス的[福祉的]統治)と統治の限定モデル(自由主義的統治)の間の様ざまなせめぎ合いを通して、戦時期と戦後期を連続したものと捉えることが可能になる。戦時期は拡張モデルが優位であったのに対し、戦後期は限定モデルによる修正がなされたものの、国民福祉の観点からは一貫した日本的統治合理性に支配されていたのである。

(3) 戦時朝鮮人強制動員をどのように位置づけるべきか

戦時朝鮮人強制動員は、総力戦・国家総動員体制下において、朝鮮民衆の抵抗や朝鮮総督府内の事情から段階を追って実施されたものの、基本的には国内法規を適用する形で動員された。しかし、日本人の勤労働員と比較するとはるかに強制性において徹底していた。

これに対し、中国人の強制連行は法的保護の域外にあった。敵性国人として過酷な強制労働に従事させられたが、日中戦争が宣戦布告なき戦争として開始されたことから、国際法をも無視した取り扱いが行われた。この点がやはり過酷な強制労働に従事させられたといっても、捕虜の取り扱いに関する国際法がある程度考慮されていた欧米系の連合軍捕虜の強制労働と区別される。

以上のように、国家総動員体制下における動員であっても、被動員対象によって統治性の度合いにさまざまな違いが見られる。

	統治の拡張モデル 国内法の適用 (法的保護)	統治の制限モデル
日本人の勤労働員	+	- (+)
朝鮮人強制動員	+ (-)	-
中国人強制連行	-	-
連合軍捕虜の強制労働	-	+ (-)

アジア太平洋戦争における日本の戦争遂行は、一方で国民国家としての総力戦であったとともに、植民地統治を含む帝国の膨張(侵略)として、二重性をもって遂行された。そのため、植民地朝鮮は、創氏改名や皇民化政策を通して、国民国家の一員であることを強制されるとともに、植民地統治の一環としてより徹底した強制的な動員体制の下に置かれたのである。したがって、戦時期の

国家的な強制動員の中でも朝鮮人に対する強制動員は日本のアジア太平洋戦争遂行と総力戦体制を考える上で戦略的にきわめて重要な位置にある。

注

- 1) 本稿は2011年度地域総合研究所特別研究(課題番号2011B2)および2009年~2011年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C)課題番号21530508)に基づく研究成果の一つである。
- 2) 1967年に壱岐住民S氏らによって発掘され、慰霊碑の下に埋葬された遺骨については、「体系的・専門的に行われたものではない」ため、正確な発掘遺体数および火葬遺体数は不明である。
- 3) この場合の遺骨調査は行政が発行する埋火葬許可証の記述を手がかりに行われた。
- 4) 「統治性(gouvernementalite)」とはフーコーの造語であるが、次の三つのことを意味すると述べている(Foucault [1978=2000訳:270])。①諸々の制度、諸々の手続きと分析と考察、計算、そして戦術からなる全体。②西洋全体において、極めて以前から、「統治=政府」と呼ぶことができるタイプの権力を、主権や規律といった他のすべてに対する優位へと絶えず導いてきた傾向。③中世の裁判国家が、15世紀および16世紀には行政国家となり、徐々に「統治化される」ことになったプロセス、あるいはむしろ、プロセスの結果。

参考文献

Agamben, Giorgio 1995 *Homo Sacer: Il potere sovrano e la nuda vita*. Torino: Einaudi. ジョルジオ・アガンベン(高桑和巳=訳) 2003 『ホモ・サケル—主権権力と剥き出しの生』以文社
 庵逄由香 2010 「朝鮮人強制動員における労務(国民)動員計画と地方行政」『季刊 戦争責任研究』第70号pp.32-41
 庵逄由香 2011 「朝鮮における総動員計画と強制連行」『日本の朝鮮植民地支配と強制連行』強制動員真相究明全国研究集会資料集pp.33-46
 青柳敦子=編 2011 『解放直後、帰還途上における朝鮮人遭難と埋葬遺骨に関する調査について—韓国真相究明委員会報告書(報告者・調査2課 鄭愛英 翻訳・木村英人)「解放直後壱岐・対馬地域の帰国朝鮮人海難事故および犠牲者遺骨問題真相調査」を中心に』宋斗会の会

- Foucault, Michel 1978 ‘La “governmentalita”’, in *Aut-Aut*, No.167-8, pp.12-29. = (1994) III -No.239. ミシェル・フーコー (石田英敬=訳) 2000 「統治性」『ミシェル・フーコー思考集成 VII』 pp.246-272 筑摩書房
- Foucault, Michel 1997 “*Il faut défendre la société*” *Cours au Collège de France 1975-1976*, Paris:Seuil/Gallimard. ミシェル・フーコー (石田英敬・小野正嗣=訳) 2007 『社会は防衛しなければならない：コレージュ・ド・フランス講義1975-1976年度』 筑摩書房
- Foucault, Michel 2004a “*Sécurité, territoire, population*” *Cours au Collège de France 1977-1978*, Paris:Seuil/Gallimard. ミシェル・フーコー (高桑和巳=訳) 2007 『安全・領土・人口：コレージュ・ド・フランス講義1977-1978年度』 筑摩書房
- Foucault, Michel 2004b “*Naissance de la biopolitique*” *Cours au Collège de France 1978-1979*, Paris:Seuil/Gallimard. ミシェル・フーコー (慎改康之=訳) 2008 『生政治の誕生：コレージュ・ド・フランス講義1978-1979年度』 筑摩書房
- 深川宗俊 1992 『海に消えた被爆朝鮮人徴用工～鎮魂の海峡～』 明石書店
- 福留範昭・亘 明志 2005 「戦後補償問題における運動と記憶 I—壱岐芦辺町朝鮮人海難事故をめぐって—」『研究紀要』 3巻1号pp.33-39 長崎ウエスレヤン大学 地域総合研究所
- Hardt, Michael and Antonio Negri 2000 *Empire*, Cambridge, Mass.:Harvard University Press. アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート (水嶋一憲ほか=訳) 2003 『〈帝国〉—グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』 以文社
- 林えいだい 1990 『清算されない昭和—朝鮮人強制連行の記録—』 岩波書店
- 林えいだい 2010 『筑豊・軍艦島—朝鮮人強制連行、その後』 弦書房
- 趙寛子 2007 『植民地朝鮮／帝国日本の文化連環—ナショナリズムと反復する植民地主義—』 有志舎
- 金英達 2003 『金英達著作集 II 朝鮮人強制連行の研究』 明石書店
- 瀬瀬 厚 2010 『総力戦体制研究—日本陸軍の国家総動員構想—』 社会評論社
- 李承駿 2007 『ミシェル・フーコーの統治合理性批判：司牧、国家理性、自由主義の分析から』 一橋大学大学院社会学研究科博士論文
- 守屋敬彦 2006 「朝鮮人強制連行方法とその強制性」『季刊 戦争責任研究』 第51号pp.12-21
- 守屋敬彦 2007 「朝鮮人被強制連行死亡者の遺骨・遺族扶助料」『季刊 戦争責任研究』 第55号pp.4-11
- 守屋敬彦 2009 「企業資料中各種名簿類記述から分かる朝鮮人被強制連行者に関する事実」『韓日民族問題研究』 第16号 (韓日民族問題学会) pp.157-193
- 西成田豊 2007 『近代日本労働史—労働力編成の論理と実証—』 有斐閣
- 西成田豊 2009 『労働力動員と強制連行』 山川出版社
- 野口悠紀雄 1995 『一九四〇年体制』 東洋経済新報社
- 朴慶植 1965 『朝鮮人強制連行の記録』 未来社
- Stoler, Ann Laura 2002 *Carnal Knowledge and Imperial Power : Race and the Intimate in Colonial Rule*, University of California Press. アン・ローラ・ストラー (永淵康之・水谷智・吉田信=訳) 2010 『肉体の知識と帝国の権力：人種と植民地支配における親密なるもの』 以文社
- 高岡裕之 2011 『総力戦体制と「福祉国家」』 岩波書店
- 外村 大 2004 「朝鮮人強制連行 その概念と史料から見た実態をめぐって」『季刊 戦争責任研究』 第45号pp.61-69
- 外村 大 2010 「朝鮮人労務動員をめぐる認識・矛盾・対応1937～1945年」黒川みどり=編著『近代日本の「他者」と向き合う』 pp.200-226解放出版社
- 上野千鶴子 1998 『ナショナリズムとジェンダー』 青土社
- 内海愛子 2005 『日本軍の捕虜政策』 青木書店
- 亘 明志・小林知子・福留範昭 2008 『離島における記憶の伝承と日韓海上交流史—壱岐朝鮮人海難事故をめぐって—』 平成17～19年度 科学研究費補助金 基盤研究(C)課題番号17530406 成果報告書
- 亘 明志 2011 「壱岐芦辺湾朝鮮人海難事故をめぐる新たな展開と課題」『研究紀要』 9巻1号 pp.31-36 長崎ウエスレヤン大学 地域総合研究所
- 山田昭次・古庄正・樋口雄一 2005 『朝鮮人戦

時労働動員』岩波書店

山之内靖／ヴィクター・コシュマン／成田龍一＝

編 1995 『総力戦と現代化』柏書房

米谷園江 1996 「ミッシェル・フーコーの統治

性研究』『思想』No.870 岩波書店